

# 代理人による申立てをお考えの方へ

原子力損害賠償紛争解決センター

Q1 和解の仲介の申立ては、本人でなくてもできるのですか？

- A 代理人による申立ても可能です。ただし、代理人となることができる方は、
- ① 法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方
  - ② ①のほか、代理人となることを当センターが承認した方
- に限られます(原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第5条第1項)。

Q2 「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」とは、どのような意味ですか？

- A 弁護士や司法書士(簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者に限る。)を指します。なお、一般に、「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」以外の方が、報酬を得る目的で他人の法律事件を代理することを業とすることは、弁護士法(第72条)に抵触するおそれがありますので、注意が必要です。

Q3 「代理人となることを当センターが承認した方」とは、どのような意味ですか？

- A 申立人となる方のご事情に応じて、弁護士等でなくても、代理人となることを承認するものです。原則として、次表の左の欄に書かれている方が、右の欄の書類(各1部)を提出していただいた場合は、代理人となることを承認することとしています。いずれの場合も、無償で代理人となる場合に限ります。

代理人となる方	必要書類
法定代理人(未成年のお子様の御両親、成年後見人など)	・ 法定代理権を証する書面(戸籍謄本等)
三親等内の親族(親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めいなど)	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 三親等内の親族であることを証する書面(戸籍謄本等)
同居の親族(福島第一、第二原子力発電所事故の発生時又は発生後に同居している親族)	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 同居の事実を証する書面(住民票等)
法人(会社)の従業員又は代表権のない役員	・ 申立人となられる法人(会社)の代表者が作成した委任状
事業者(個人、法人を問わない。)の属する事業者団体の役職員	・ 申立人作成に係る委任状

Q4 上記以外は、代理人となることができないのですか？

- A 上記以外であっても、代理人となることについて相当な理由があると当センターが判断した場合は、代理人として承認することがあります。なお、「相当な理由」があるかどうかは、次の書類を提出していただいた上で、個別に判断します(追加の書類を提出していただくこともあります。)
- 申立人となられる方が作成した委任状
  - 代理人となる理由を書いた書面(「代理人となる理由」を申立書や委任状に書いていただいてもかまいません。なぜその方を代理人とするのか、その方はどのようなお立場の方なのかなどについて、具体的にお書きください。)